

公共交通の維持・確保と都市基盤整備の充実について

少子・高齢化が進行する地方においては、必要とする公共施設等への住民の移動手段の確保・維持が課題となっており、平成19年に制度化された「地域公共交通活性化・再生総合事業」は、地方における公共交通再生に向け、積極的に取り組まれていたところである。しかし、平成22年度において、一方的に補助金が削減され、地方の取り組みに水を差す結果となったことは誠に遺憾である。

地方における公共交通の確保は、住民の移動権を保障するために重要であることから、次の事項について、国による支援を行うよう要望する。

また、地方の都市基盤の整備を進める上で支障となっている事項について、次のとおり改善するよう要望する。

- 1 住民の移動権を保障するため、地域の公共交通を確保・維持するための地方の取り組みを支援するための恒久的な財政措置を制度化すること。
- 2 地方鉄道の維持、改善に向けた支援策である「鉄道軌道輸送対策事業費補助」には、計画期間に対応し補助対象経費額が鉄道事業者の全事業決算における経常損益の平均額を超えることを求める要件があるが、交通事業者が鉄道事業の損失をその他の事業収益で補填し経常収益を確保した場合にも適用されるため、公共性の高い地方鉄道事業を継続しようとする企業の努力を阻害すること、分社化等により経営体質の弱い鉄道事業者が公共交通を担うことへの懸念もあることから、当該要件について、鉄道事業者ごとの事情に配慮した柔軟な運用を行うこと。
- 3 ライフライン機能強化事業の一環である布設後20年を経過した老朽铸铁管更新事業の国庫補助の採択要件が、今年度から資本単価70円/m³以上が90円/m³以上となったが、資本単価の要件については、地域の実態に合わせた適正な単価とすること。
- 4 ペット葬儀の需要が増える一方で法規制がない状況が続いているこ

とから、霊園やペット火葬施設が、近隣の住民感情に配慮した適切な施設となるよう廃棄物処理法等の法令の整備を行うこと。

- 5 道路改良に伴う用地買収の際、特に中山間地域では、相続を原因とする所有権の移転登記がなされておらず、相続人の確定が困難な箇所が多数存在し、その解決に多大な時間と労力さらには経費を要することから、事業が長期化する大きな要因になっている。このため、長期間相続登記が放置され、相続人が多数となり相続登記が困難となっている場合などに、土地取得を早期に解決する制度を創設すること。
- 6 管理放棄された空き家・空き地については、樹木管理上の問題、不審火・空き巣などの犯罪発生の危惧、建物倒壊の危険等、近隣住民に迷惑や危険を及ぼす場合があり、これらを回避するため、自治体等が弾力的に対応できるような制度を創設すること。
- 7 農業集落排水施設を統廃合する際は、財産処分の承認条件において廃止となる処理場の跡利用は地域活性化を図るものとされているが、処理場は特殊施設のため具体的な跡利用計画を立てにくいのが現状であり、財産処分に係る承認条件を緩和し、申請手続きを簡略化すること。